

# 保育所等利用申込み必要書類確認票兼事前面談予約受付票

(令和5年度・6年度)

児童氏名：

( 年 月 日生 )

提出書類	確認欄	※市記載欄
【指定様式】子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書		
【指定様式】児童調査票		
【指定様式】保育所等利用に関する同意書		
【指定様式】送迎ステーション利用に関する同意書		
【指定様式】保育所等利用申込み必要書類確認票兼事前面談予約受付票		
保育を必要とする事由を証する書類（▶12ページ参照）		
同居の20歳以上65歳未満の方全員分	① 就労（1日4時間以上かつ月16日以上の勤務）	■ 【指定様式】就労証明書（シフト勤務の場合はシフト表を添付） ■ <自営業を開始している場合>収入証明、確定申告書の写しなど ※ 収入がない場合は就労と認めません。 ■ <自営業を開始する場合>開業届等の写し
	② 妊娠、出産	■ 母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が記載のページ）
	③ 保護者の疾病、障害	■ 医師の診断書 ※ 診断書には、「診断名」「現在の状況」「家庭での保育の可否」「期間」についてもご記載ください。 ■ 障害者手帳の写し、自立支援受給者証の写しなど ※ 障害を事由とする場合、医師の診断書は必要ありません。
	④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	■ 医師の診断書、介護保険被保険者証の写しなど ※ 診断書には、「診断名」「現在の状況」「家族の介護・看護の必要性」「期間」についてもご記載ください。 ■ ご家族の状況についての申立書 ※ 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」「介護・看護に従事している1日の時間及び1か月あたりの日数」をご記載ください。
	⑤ 災害復旧	■ 罹災証明書 ■ 灾害状況についての申立書 ※ 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「具体的な災害状況」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」「期間」をご記載ください。
	⑥ 求職活動（起業準備を含む）	■ 必要書類はありません
	⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	■ 在学証明書 ■ 時間割の写し
	⑧ その他（書類名：）	
児童や世帯の状況により必要となる書類（▶13ページ参照）		
該当する項目全て	① ひとり親世帯	■ <離別・未婚・死亡の場合>戸籍謄本 ■ <離婚調停中の別居の場合>呼び出し状・事件係属証明書 ■ <行方不明・拘禁の場合>保育課にお問い合わせください
	② 生活保護法による被保護世帯	■ 受給者証の写し
	③ 生活中心者が解雇、倒産により生活維持のため就労を要する場合	■ 離職票・雇用保険受給資格者証などの写し ※ 利用開始月の前1年以内の離職に限ります。
	(市内在住の方)	■ 利用していること及び利用日数が確認できるものの写し（通所受給者証など）
	④ きょうだいが保育所等の利用申込をしていない場合で、幼稚園等以外の施設を利用している場合	※ 幼稚園の場合、在園証明書は不要です。
	(市外在住の方)	
	⑤ きょうだいが保育所等の利用申込をしていない場合で、幼稚園等の施設を利用している場合	■ 在園証明書など
	⑥ 在宅障がい児・者がいる世帯	■ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書いずれかの写し
	⑦ 転入予定	■ 【指定様式】転入手手続きに関する同意書 ■ 売買契約書又は賃貸契約書の写し ■ 父母の住民課税証明書 (所得割額と所得控除の合計額が記載のもの)
	⑧ 令和5年9月から令和6年8月利用希望で、令和5年1月1日に白井市に住民登録がない	■ 父母の令和5年度住民税（非）課税証明書 (所得割額と所得控除の合計額が記載のもの)
⑨ 令和6年9月から令和7年8月利用希望で、令和6年1月1日に白井市に住民登録がない	■ 父母の令和6年度住民税（非）課税証明書 (所得割額と所得控除の合計額が記載のもの)	
⑩ 保護者が外国籍の方	■ 在留カード、特別永住者証明書、資格外活動許可証いずれかの写し ※在留期限切れの場合は申込不可	
マイナンバー確認書類（▶13ページ参照）※提示		

## 事前面談予約受付票

申込みを受付しました。事前面談を実施します。

当日、やむを得ない事情により予約をキャンセルする場合は、速やかに保育課（047-497-3488）までご連絡ください。

日時：令和 年 月 日 ( ) 時 分から15分程度

受付場所：保健福祉センター3階 保育課

持ち物：母子健康手帳

※事前面談には、お子さまと一緒にご来庁ください。※面談状況により開始時間が遅れる場合もあります。